⑶　志願者は、所定の第２次選抜申請書を、出身中学校長等を経て、第２次選抜志願先特別支援学校長に提出する。

⑷　志願に際して、出身中学校長等は、第２次選抜志願先特別支援学校長に、第２次選抜志願者名簿を２部作成して添付する。第２次選抜志願先特別支援学校長は、このうち１部を押印のうえ、受領証として出身中学校長等に返却する。

　また、出身中学校長等は、令和９年２月26日(金)正午までに、第１次選抜志願先特別支援学校長に、第２次選抜志願者名簿を２部作成して提出する。第１次選抜志願先特別支援学校長は、このうち１部を押印のうえ、受領証として出身中学校長等に返却する。

⑸　県外及び海外からの志願者で第２次選抜に志願する者は、所定の日時までに、第２次選抜志願先特別支援学校長に第２次選抜申請書を、第１次選抜志願先特別支援学校長に第２次選抜志願についての申請書をそれぞれ直接提出する。

５　受検票の交付

特別支援学校長は、志願者に受検票を交付する。交付の日時は、各特別支援学校長が定めるものとする。

６　入学検査

⑴　入学検査の内容は、面接とする。

⑵　志願者は、志願した特別支援学校で入学検査を受けなければならない。

⑶　検査日は、令和９年３月９日(火)とし、各特別支援学校長が定める日程によって行う。

７　選抜の方法

⑴　第２次選抜志願先特別支援学校長は、第１次選抜志願先特別支援学校長から提出を受けた入学検査の成績と調査書等の資料、面接の結果に基づき、総合的に判断して合格者を決定する。

⑵　上記⑴のほか、「第１　高等部Ａ日程の第１次選抜」の７を準用する。

８　合格者の発表

令和９年３月18日(木)午後０時30分に、各志願先特別支援学校において受検

番号で行う。

9　その他

⑴　特別支援学校長は、志願期間中、志願者数を毎日午後２時現在で発表掲示する。

⑵　第２次選抜合格者で、第１次選抜に志願した特別支援学校において補欠入学を認められた者は、第１次選抜志願先特別支援学校への入学を優先させる。

⑶　ここに定めるもののほか、高等部Ａ日程の第２次選抜に関し必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、富山県教育委員会教育長がこれを定める。

別表１

令和９年度富山県立特別支援学校高等部Ａ日程募集定員等

学校名	学科名	障害種別	修業年限	募集定員
富山高等支援学校	生産・サービス科	知的障害	3	24
高岡高等支援学校	生産・サービス科	知的障害	3	24
富山聴覚総合支援学校	福祉・サービス科	知的障害	3	8
高岡聴覚総合支援学校	福祉・サービス科	知的障害	3	8
富山総合支援学校	産業工芸科	知的障害	3	8
	生活文化科	知的障害	3	

第３　高等部Ｂ日程の第１次選抜

1　募集人員及び志願資格

高等部Ｂ日程の募集人員及び志願資格は、別表２のとおりとする。

2　志願期間

令和９年２月24日(水)から同月26日(金)までの間、毎日午前９時から午後４時までとする。ただし、２月26日(金)は正午までとする。

なお、郵送による出願の場合は、書留速達とし、２月25日(木)正午までの消印のあるものに限り受け付ける。

３　志願の方法

⑴　志願は、高等部Ｂ日程の１校１学科に限る。

⑵　志願に当たっては、事前に志願先特別支援学校の入学者選抜のための教育相談を受けるものとする。

⑶　志願者は、所定の入学願書と診断書（視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者及び病弱者に限る。）を出身中学校長等に提出する。出身中学校長等は、これに本人の調査書を添えて、志願先特別支援学校長に提出する。

⑷　専攻科志願者は、所定の入学願書、調査書（調査書の提出が不可能と認められる場合は、卒業証明書）及び診断書を志願先特別支援学校長に提出する。

⑸　訪問教育志願者は、所定の入学願書と診断書を在籍中学校長等に提出する。在籍中学校長等は、これに本人の調査書を添えて、志願先特別支援学校長に提出する。

⑹　志願者は、視力、聴力、肢体状況、疾病等と関わって、受検に際して特に配慮を必要とする場合、出願前に出身中学校長等に連絡する。出身中学校長等は、配慮を必要とする者の志願に当たり、出願１週間前までを目途に志願先特別支援学校長に連絡し、出願時には入学願書に受検上の配慮申請書を添えて提出する。

　配慮内容は、志願先特別支援学校長が富山県教育委員会と協議のうえで決定する。

⑺　県外及び海外からの志願者は、別表２の志願資格に該当する者であり、次の条件のいずれかを備えていることを証明し、富山県教育委員会の許可を受けなければならない。

ア　本人及びその保護者が本県内に居住していること。

イ　本人及びその保護者が近く本県内に居住することが確実であること。

ウ　隣接県に居住する者で、地形、交通等の関係上、その県の特別支援学校に通学することが困難であること。

エ　その他特別な事情があること。

⑻　出身中学校長等は、志願者の入学願書等を提出する際に、入学志願者名簿を２部作成して添付する。志願先特別支援学校長は、このうち１部を押印の

うえ、受領証として出身中学校長等に返却する。

4　受検票の交付

特別支援学校長は、志願者に受検票を交付する。交付の日時は、各特別支援学校長が定めるものとする。

5　入学検査

⑴　入学検査の内容は、学力検査（国語及び数学）とする。ただし、特別支援学校長が特に必要と認めた場合は、富山県教育委員会の承認を得て、学力検査に替えて又は加えて面接を行うことができる。

⑵　入学検査は、志願先特別支援学校において行う。

⑶　検査日は、令和９年３月９日(火)とする。日程は、下記を標準として、各特別支援学校長が定める。ただし、自然災害や公共交通機関の遅延、その他の特別な事情により、予定した日程での実施が困難な場合は、特別支援学校長は、富山県教育委員会と協議して検査の開始及び終了の時刻等を変更することができる。

３月９日(火)	9:00～9:40	9:40～12:00
	出席調査及び諸準備	学力検査

6　選抜の方法

⑴　特別支援学校長は、入学者選抜のため、校長を委員長とする選抜委員会を設ける。

⑵　特別支援学校長は、選抜に当たって、調査書に理解が困難な事項があった場合には、該当の中学校長等に説明を求めることができる。また、富山県教育委員会に照会することができる。

⑶　特別支援学校長は、入学志願者について出身中学校長等から提出された調査書等の資料、入学検査の成績等に基づき、総合的に判断して合格者を決定する。

7　合格者の発表

令和９年３月18日(木)午後０時30分に、各志願先特別支援学校において受検番号で行う。

８　その他

⑴　志願に当たって必要な書類は、志願者の出身中学校長等の申請により、志願先特別支援学校長から出身中学校長等に送付する。

⑵　高等部Ｂ日程の第１次選抜合格者で、高等部Ａ日程の第１次選抜に志願した特別支援学校において補欠合格を認められた者は、高等部Ａ日程の志願先特別支援学校への入学を優先させる。

⑶　特別支援学校長は、各特別支援学校長の定めるところにより、入学検査当日における保護者の同伴を求めることができる。

⑷　ここに定めるもののほか、高等部Ｂ日程の第１次選抜に関し必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、富山県教育委員会教育長がこれを定める。

第４　高等部Ｂ日程の第２次選抜

１　第２次選抜実施校の決定

富山県教育委員会は、第１次選抜合格者の発表後、第２次選抜を行う学校、学科及び募集人員を決定し、令和９年３月18日(木)に発表する。

２　志願資格

志願できる者は、別表２の志願資格を有する者で、他の県立高等学校及び県立特別支援学校の合格が決定した者を除く。

３　志願期間

令和９年３月19日(金)及び同月23日(火)の両日とし、両日とも午前９時から午後４時までとする。

なお、郵送による出願の場合は、書留速達とし、３月23日(火)午後４時までに志願先特別支援学校に必着とする。

４　志願の方法

「第３　高等部Ｂ日程の第１次選抜」の３を準用する。

５　受検票の交付

特別支援学校長は、志願者に受検票を交付する。交付の日時は、各特別支援学校長が定めるものとする。

6　入学検査

⑴　入学検査の内容は、学力検査など志願先特別支援学校長の定めるものとする。

⑵　入学検査は、志願先特別支援学校において行う。

⑶　検査日は、令和９年３月25日(木)とし、各特別支援学校長が定める日程によって行う。

7　選抜の方法

「第３　高等部Ｂ日程の第１次選抜」の６を準用する。

8　合格者の発表

令和９年３月26日(金)午後０時30分に、各志願先特別支援学校において受検番号で行う。

9　その他

⑴　志願に当たって必要な書類は、志願者の出身中学校長等の申請により、志願先特別支援学校長から出身中学校長等に送付する。

⑵　特別支援学校長は、各特別支援学校長の定めるところにより、入学検査当日における保護者の同伴を求めることができる。

⑶　ここに定めるもののほか、高等部Ｂ日程の第２次選抜に関し必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、富山県教育委員会教育長がこれを定める。

別表２

令和９年度富山県立特別支援学校高等部Ｂ日程募集人員等

学校名	学科等	障害種別	修業年限	募集人員	志　願　資　格
富山視覚総合支援学校	普　　通	視　覚障　害	3	約10	学校教育法施行令第22条の３に該当する視覚障害者のうち、次の⑴～⑶のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者 ⑴　中学校を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者 ⑵　特別支援学校中学部を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者 ⑶　上記⑴又は⑵に準ずる者

			病　弱	3	約８	学校教育法施行令第22条の３に該当する病弱者のうち、次の⑴～⑶のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者 ⑴　中学校を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者 ⑵　特別支援学校中学部を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者 ⑶　上記⑴又は⑵に準ずる者
	保健理療		視覚障害	3	約10	学校教育法施行令第22条の３に該当する視覚障害者のうち、次の⑴～⑶のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者 ⑴　中学校を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者 ⑵　特別支援学校中学部を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者 ⑶　上記⑴又は⑵に準ずる者
	専攻科	理　療	視覚障害	3	約10	学校教育法施行令第22条の３に該当する視覚障害者で、次の⑴～⑶のいずれかに該当する者 ⑴　高等学校を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者 ⑵　特別支援学校高等部を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者 ⑶　上記⑴又は⑵に準ずる者
		保健理療	視覚障害	3	約10	
富山聴覚総合支援学校	産業工芸		聴覚障害	3	約10	学校教育法施行令第22条の３に該当する聴覚障害者のうち、次の⑴～⑶のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者 ⑴　中学校を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者 ⑵　特別支援学校中学部を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者 ⑶　上記⑴又は⑵に準ずる者
	生活情報		聴覚障害	3		
	機　械		聴覚障害	3		
	専攻科	産業工芸	聴覚障害	2	約10	学校教育法施行令第22条の３に該当する聴覚障害者で、次の⑴～⑶のいずれかに該当する者 ⑴　高等学校を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者 ⑵　特別支援学校高等部を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者 ⑶　上記⑴又は⑵に準ずる者
		生活情報	聴覚障害	2		
		機　械	聴覚障害	2		
高岡聴覚総合支援学校	機　械		聴覚障害	3	約10	学校教育法施行令第22条の３に該当する聴覚障害者のうち、次の⑴～⑶のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者 ⑴　中学校を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者 ⑵　特別支援学校中学部を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者 ⑶　上記⑴又は⑵に準ずる者
	生活情報		聴覚障害	3		

にいかわ総合支援学校	産業技術	知　的 障　害	3	約20	学校教育法施行令第22条の３に該当する知的障害者のうち、次の⑴～⑶のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者 ⑴　中学校を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者 ⑵　特別支援学校中学部を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者 ⑶　上記⑴又は⑵に準ずる者
		肢　体 不自由	3		学校教育法施行令第22条の３に該当する肢体不自由者のうち、次の⑴～⑶のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者 ⑴　中学校を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者 ⑵　特別支援学校中学部を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者 ⑶　上記⑴又は⑵に準ずる者
	生活文化	知　的 障　害	3		学校教育法施行令第22条の３に該当する知的障害者のうち、次の⑴～⑶のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者 ⑴　中学校を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者 ⑵　特別支援学校中学部を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者 ⑶　上記⑴又は⑵に準ずる者
		肢　体 不自由	3		学校教育法施行令第22条の３に該当する肢体不自由者のうち、次の⑴～⑶のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者 ⑴　中学校を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者 ⑵　特別支援学校中学部を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者 ⑶　上記⑴又は⑵に準ずる者
	訪問教育	知　的 障　害 肢　体 不自由	3	若干名	特別支援学校中学部を令和９年３月卒業見込みの者で、次の⑴～⑵のいずれかに該当する者 ⑴　訪問教育を受けており、引き続き訪問教育を必要とする者 ⑵　障害の重度・重複化により通学が困難になり、訪問教育が必要になると見込まれる者
しらとり支援学校	産業技術	知　的 障　害	3	約30	学校教育法施行令第22条の３に該当する知的障害者のうち、次の⑴～⑶のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者 ⑴　中学校を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者 ⑵　特別支援学校中学部を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者 ⑶　上記⑴又は⑵に準ずる者
	生活文化	知　的 障　害	3		

高岡支援学校	産　　業	知　的 障　害	3	約30	学校教育法施行令第22条の３に該当する知的障害者のうち、次の⑴～⑶のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者 ⑴　中学校を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者 ⑵　特別支援学校中学部を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者 ⑶　上記⑴又は⑵に準ずる者
	生活文化	知　的 障　害	3		
	訪問教育	知　的 障　害	3	若干名	特別支援学校中学部を令和９年３月卒業見込みの者で、次の⑴～⑵のいずれかに該当する者 ⑴　訪問教育を受けており、引き続き訪問教育を必要とする者 ⑵　障害の重度・重複化により通学が困難になり、訪問教育が必要になると見込まれる者
となみ総合支援学校	産業技術	知　的 障　害	3	約20	学校教育法施行令第22条の３に該当する知的障害者のうち、次の⑴～⑶のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者 ⑴　中学校を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者 ⑵　特別支援学校中学部を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者 ⑶　上記⑴又は⑵に準ずる者
		肢　体 不自由	3		学校教育法施行令第22条の３に該当する肢体不自由者のうち、次の⑴～⑶のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者 ⑴　中学校を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者 ⑵　特別支援学校中学部を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者 ⑶　上記⑴又は⑵に準ずる者
	生活文化	知　的 障　害	3		学校教育法施行令第22条の３に該当する知的障害者のうち、次の⑴～⑶のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者 ⑴　中学校を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者 ⑵　特別支援学校中学部を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者 ⑶　上記⑴又は⑵に準ずる者
		肢　体 不自由	3		学校教育法施行令第22条の３に該当する肢体不自由者のうち、次の⑴～⑶のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者 ⑴　中学校を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者 ⑵　特別支援学校中学部を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者 ⑶　上記⑴又は⑵に準ずる者

	訪問教育	知的障害 肢体不自由	3	若干名	特別支援学校中学部を令和９年３月卒業見込みの者で、次の⑴～⑵のいずれかに該当する者 ⑴　訪問教育を受けており、引き続き訪問教育を必要とする者 ⑵　障害の重度・重複化により通学が困難になり、訪問教育が必要になると見込まれる者
富山総合支援学校	産業工芸	肢体不自由	3	約10	学校教育法施行令第22条の３に該当する肢体不自由者のうち、次の⑴～⑶のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者 ⑴　中学校を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者 ⑵　特別支援学校中学部を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者 ⑶　上記⑴又は⑵に準ずる者
	生活文化	肢体不自由	3		
	訪問教育	肢体不自由	3	若干名	特別支援学校中学部を令和９年３月卒業見込みの者で、次の⑴～⑵のいずれかに該当する者 ⑴　訪問教育を受けており、引き続き訪問教育を必要とする者 ⑵　障害の重度・重複化により通学が困難になり、訪問教育が必要になると見込まれる者
高志支援学校	普通	肢体不自由	3	約10	学校教育法施行令第22条の３に該当する肢体不自由者のうち、富山県リハビリテーション病院・こども支援センターに入所している者若しくは入所する見込みの者又は富山県リハビリテーション病院・こども支援センターの外来で訓練を受けている者若しくは訓練を受ける見込みの者（ただし、高等部こまどり分教室を除く）で、次の⑴～⑶のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者 ⑴　中学校を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者 ⑵　特別支援学校中学部を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者 ⑶　上記⑴又は⑵に準ずる者
ふるさと支援学校	普通	病弱	3	約10	学校教育法施行令第22条の３に該当する病弱者のうち、次の⑴～⑶のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者 ⑴　中学校を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者 ⑵　特別支援学校中学部を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者 ⑶　上記⑴又は⑵に準ずる者

	訪問教育	病　弱	3	若干名	特別支援学校中学部を令和９年３月卒業見込みの者のうち、国立病院機構富山病院に入院している者若しくは入院する見込みの者又は通院している者若しくは通院する見込みの者で、次の⑴～⑵のいずれかに該当する者 ただし、通院については、国立病院機構富山病院が放課後等デイサービス事業を実施する場合に、同事業を利用している者又は利用する見込みの者に限る。 ⑴　訪問教育を受けており、引き続き訪問教育を必要とする者 ⑵　障害の重度・重複化により通学が困難になり、訪問教育が必要になると見込まれる者

第５　幼稚部の第１次選抜

１　募集人員及び志願資格

幼稚部の募集人員及び志願資格は、別表３のとおりとする。

２　志願期間

令和９年２月24日(水)から同月26日(金)までの間、毎日午前９時から午後４時までとする。ただし、２月26日(金)は正午までとする。

なお、郵送による出願の場合は、書留速達とし、２月25日(木)正午までの消印のあるものに限り受け付ける。

３　志願の方法

⑴　志願に当たっては、事前に志願先特別支援学校の入学者選抜のための教育相談を受けるものとする。

⑵　志願者の保護者は、所定の入学願書、調査書及び診断書を志願先特別支援学校長に提出する。

⑶　県外及び海外からの志願者は、別表３の志願資格に該当する者であり、次の条件のいずれかを備えていることを証明し、富山県教育委員会の許可を受けなければならない。

ア　本人及びその保護者が本県内に居住していること。

イ　本人及びその保護者が近く本県内に居住することが確実であること。

ウ　隣接県に居住する者で、地形、交通等の関係上、その県の特別支援学校に通学することが困難であること。

エ　その他特別な事情があること。

4　受検票の交付

特別支援学校長は、志願者に受検票を交付する。交付の日時は、各特別支援学校長が定めるものとする。

5　入学検査

⑴　入学検査の内容は、面接とする。

⑵　入学検査は、志願先特別支援学校において行う。

⑶　志願者は、保護者同伴で入学検査に臨むものとする。

⑷　検査日は、令和９年３月９日(火)とする。日程は、下記を標準として、各特別支援学校長が定める。ただし、自然災害や公共交通機関の遅延、その他の特別な事情により、予定した日程での実施が困難な場合、特別支援学校長は、富山県教育委員会と協議して検査の開始及び終了の時刻等を変更することができる。

３月９日(火)	9:00～9:40	9:40～11:30
	出席調査及び諸準備	面　　接

6　選抜の方法

⑴　特別支援学校長は、入学者選抜のため、校長を委員長とする選抜委員会を設ける。

⑵　特別支援学校長は、志願者について、調査書等の資料及び面接等の結果に基づいて合格者を決定する。

7　合格者の発表

令和９年３月18日(木)午後０時30分に、各志願先特別支援学校において受検番号で行う。

8　その他

⑴　志願に当たって必要な書類は、志願者の保護者の申請により、志願先特別支援学校長から保護者に送付する。

⑵　ここに定めるもののほか、幼稚部の第１次選抜に関し必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、富山県教育委員会教育長がこれを定める。

第６　幼稚部の第２次選抜

１　第２次選抜実施校の決定

富山県教育委員会は、第１次選抜合格者の発表後、第２次選抜を行う学校及び募集人員を決定し、令和９年３月18日(木)に発表する。

２　志願資格

志願できる者は、別表３の志願資格を有する者で、他の県立特別支援学校の合格が決定した者を除く。

３　志願期間

令和９年３月19日(金)及び同月23日(火)の両日とし、両日とも午前９時から午後４時までとする。

なお、郵送による出願の場合は、書留速達とし、３月23日(火)午後４時までに志願先特別支援学校に必着とする。

４　志願の方法

「第５　幼稚部の第１次選抜」の３を準用する。

５　受検票の交付

特別支援学校長は、志願者に受検票を交付する。交付の日時は、各特別支援学校長が定めるものとする。

６　入学検査

⑴　入学検査の内容は、面接とする。

⑵　入学検査は、志願先特別支援学校において行う。

⑶　志願者は、保護者同伴で入学検査に臨むものとする。

⑷　検査日は、令和９年３月25日(木)とし、各特別支援学校長が定める日程によって行う。

７　選抜の方法

「第５　幼稚部の第１次選抜」の６を準用する。

８　合格者の発表

令和９年３月26日(金)午後０時30分に、各志願先特別支援学校において受検番号で行う。

９　その他

⑴　志願に当たって必要な書類は、志願者の保護者の申請により、志願先特別支援学校長から保護者に送付する。

⑵　ここに定めるもののほか、幼稚部の第２次選抜に関し必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、富山県教育委員会教育長がこれを定める。

別表３

令和９年度富山県立特別支援学校幼稚部募集人員等

学　校　名	障害種別	学年	募集人員	志　願　資　格
富山視覚総合支援学校	視覚障害	３歳児	若干名	学校教育法施行令第22条の３に該当する視覚障害者で、満３歳の者
		４歳児	若干名	学校教育法施行令第22条の３に該当する視覚障害者で、満４歳の者
		５歳児	若干名	学校教育法施行令第22条の３に該当する視覚障害者で、満５歳の者
富山聴覚総合支援学校	聴覚障害	３歳児	若干名	学校教育法施行令第22条の３に該当する聴覚障害者で、満３歳の者
		４歳児	若干名	学校教育法施行令第22条の３に該当する聴覚障害者で、満４歳の者
		５歳児	若干名	学校教育法施行令第22条の３に該当する聴覚障害者で、満５歳の者
高岡聴覚総合支援学校	聴覚障害	３歳児	若干名	学校教育法施行令第22条の３に該当する聴覚障害者で、満３歳の者
		４歳児	若干名	学校教育法施行令第22条の３に該当する聴覚障害者で、満４歳の者
		５歳児	若干名	学校教育法施行令第22条の３に該当する聴覚障害者で、満５歳の者

令和９年度富山県立特別支援学校高等部・幼稚部入学者募集要項新旧対照表

※年度・月日・曜日等の変更を除く

令和８年度（旧）	令和９年度（新）	備考
受検上の配慮申請に係る変更の概要		
第１　高等部Ａ日程の第１次選抜 ４　志願の方法 ⑷　志願者は、視力、聴力、肢体状況、疾病等と関わって、受検に際して特に配慮を必要とする場合、＿＿＿出身中学校長等を通じて出願前に志願先特別支援学校長に連絡する。＿＿＿＿ 配慮内容は、志願先特別支援学校長が富山県教育委員会と協議のうえで決定する。	**第１　高等部Ａ日程の第１次選抜** ４　志願の方法 ⑷　志願者は、視力、聴力、肢体状況、疾病等と関わって、受検に際して特に配慮を必要とする場合、出願前に出身中学校長等（削除）に連絡する。出身中学校長等は、配慮を必要とする者の志願に当たり、出願１週間前までを目途に志願先特別支援学校長に連絡し、出願時には入学願書に受検上の配慮申請書を添えて提出する。 配慮内容は、志願先特別支援学校長が富山県教育委員会と協議のうえで決定する。	（追加） （削除） ・志願先特別支援学校への連絡期限及び申請方法を明記した。
第３　高等部Ｂ日程の第１次選抜 ３　志願の方法 ⑸（略）	**第３　高等部Ｂ日程の第１次選抜** ３　志願の方法 ⑸（略） ⑹　志願者は、視力、聴力、肢体状況、疾病等と関わって、受検に際して特に配慮を必要とする場合、出願前に出身中学校長等に連絡する。出身中学校長等は、配慮を必要とする者の志願に当たり、出願１週間前までを目途に志願先特別支援学校長に連絡し、出願時には入学願書に受検上の配慮申請書を添えて提出する。 配慮内容は、志願先特別支援学校長が富山県教育委員会と協議のうえで決定する。	（追加） ・受検上の配慮申請についてを明記した。